

## 支庁改革基本パターン比較検討表

## 支庁改革パターンのイメージ

型		B- 支庁統合強化 出先機関型	C- 大小2極再編 出先機関型	D- 中核支庁導入型	E- 支庁縮小再編型	C- 大小2極再編・広域連合型
(1) イメージ概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁からの大幅な権限移譲及び土木現業所、保健所などの統合により、支庁の機能を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業経済関連の「経済圏庁」と道民生活関連の「生活支庁」に区分する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の14支庁の所管区域を基本とし、地域生活経済圏等の圏域全体を統括する「中核支庁」を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>C- パターンの産業経済関連の「経済圏庁」分野を本庁が担当し、生活支庁のみを設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>C- パターンの道民生活関連の「生活支庁」分野を道行政から分離し、道と市町村による広域連合において共同処理する。</li> </ul>
(2) 基 本 制 度	支庁の組織  (別紙参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての支庁に土現、保健所、道有林センターを統合する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済圏庁には土現、道有林センターを統合する。</li> <li>生活支庁には保健所を統合する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核支庁には土現、保健所、道有林センターを統合する。</li> <li>一般支庁には土現出張所、保健所を統合する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所を統合した生活支庁のみ設置する。</li> </ul> <p>(土木現業所や道有林センターは、本庁の出先機関として残される。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済圏庁には土現、道有林センターを統合する。</li> <li>広域連合に保健所機能をもたせる。</li> </ul>
	支庁の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内の地域政策は、支庁長のもとに統合する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域政策は、経済圏庁及び生活支庁のそれぞれ独立した組織で行う。(両者との間に上下関係なし)</li> <li>経済圏庁は、社会資本整備や産業経済政策を地域完結的に担当する。</li> <li>生活支庁は、保健医療福祉など道民生活に直接関連の深い事務を担当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般支庁は、当該支庁管内の独自政策の企画及び実施と地域経営方針(中核支庁で策定)に基づく政策の実施を担当する。</li> <li>中核支庁は、一般支庁の機能のほか、地域経営方針の策定及び社会資本整備等圏域全体に係る広域的施策の企画部門を担当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域には生活支庁のみを設置する。</li> <li>生活支庁は、保健医療福祉など道民生活に直接関連の深い事務を担当する。</li> <li>社会資本整備や産業経済政策は、本庁が担当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域政策は、経済圏庁及び広域連合(道と市町村で構成)がそれぞれ独立して行う。</li> <li>経済圏庁は、社会資本整備や産業経済政策を地域完結的に担当する。</li> <li>広域連合では、保健医療福祉など道民生活に直接関連の深い事務を担当する。</li> </ul>
	地域経営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定～全支庁</li> <li>対象～地域課題に係るすべての分野</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定～経済圏庁、生活支庁</li> <li>対象～(圏庁)産業経済分野及び基盤整備分野(支庁)保健、福祉、環境等道民生活関連分野</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定～中核支庁</li> <li>対象～B- に同じ</li> </ul> <p>*全支庁において、当該管内固有の課題等に関する政策の指針を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定～生活支庁</li> <li>対象～保健、福祉、環境等道民生活関連分野</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定～経済圏庁</li> <li>対象～産業経済分野及び基盤整備分野</li> </ul>
支庁の区域  (区域例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>支庁を統合再編</li> </ul> <p>(6～10支庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済圏庁は地域生活経済圏に統合</li> <li>生活支庁は第二次保健医療福祉圏に細分化</li> </ul> <p>(経済圏庁; 6 生活支庁; 21)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核+一般=14支庁</li> </ul> <p>(中核支庁; 6 一般支庁; 8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支庁は第二次保健医療福祉圏に細分化又は現状維持</li> </ul> <p>(生活支庁; 21又は14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済圏庁は地域生活経済圏に統合</li> <li>広域連合は第二次保健医療福祉圏ごとに設置</li> </ul> <p>(経済圏庁; 6 広域連合; 21)</p>	

## 各パターンとB-型との比較

比較検討の観点 (B-型)	C-型	D-型	E-型	C-型
<p>(1)支庁の役割、道政運営上の視点</p> <p>道政の総合性、完結性がより高められる。</p> <p>地域経営方針の導入により、地域課題の発見、面的チェック、独自政策の企画実施等が有機的・効果的に発揮されることが期待される。</p>	<p>B-型支庁の行政サービスの対象が広域的な分野と住民に身近な分野に分化され、組織としての役割が明確になる。</p> <p>出先機関としての総合性に劣る。</p> <p>(留意事項) 地域政策を進める行政組織が2分されるため、相互に関連する分野の連携システムが必要となる。</p>	<p>支庁数が多いため、機能強化に限界がある。</p> <p>支庁が二層構造になることから、道行政が複雑になる。</p>	<p>地域課題の発見や面的チェックなど、支庁の担うべき役割が発揮されなくなる。</p>	<p>都道府県と市町村との広域連合は、全国的にもほとんど例がなく、その導入に当たっては、政策責任の所在や広域連合組織における財政、人事、長の選任など、多くの検討すべき課題がある。</p> <p>また、広域連合を実現するには、各市町村との合意が前提となるが、現段階では、その合意形成には相当の時間を要するものと考えられ、直ちに実現するには難がある。</p>
<p>(2)道民・市町村の視点</p> <p>支庁で事務が完結することにより、迅速性、利便性が改善される。</p> <p>地域経営方針の導入により、道政に道民や市町村の意向が十分反映されることが期待される。</p> <p>地域経営方針の導入により、地域から見える支庁となることが期待される。</p>	<p>生活支庁として、福祉、環境等の窓口が増えることにより、住民により身近な支庁となる。</p> <p>圏庁と支庁の両方に関連する地域課題に関わる場合、迅速性、利便性に課題がある。</p> <p>圏庁と支庁の両方に関連するような場合、処理する組織が不明確となり、道民や市町村に混乱を招くおそれがある。</p>	<p>支庁との時間・距離に変更を生じない。</p> <p>一般支庁と中核支庁の二層構造となり、地域から支庁がより見えにくくなる。</p> <p>機能の異なる2種の支庁が存在することにより、地域間に差別感を生じかねない。</p>	<p>地域実態や課題が反映されにくくなり、市町村と道との距離が一層拡大する。</p>	<p>本道における道州制(道レベル)や広域行政(市町村レベル)などの将来課題を展望するとき、広域連合の制度は、発展した分権社会の地域行政枠組みの一つとして検討に値するものと考えられるので、道として、今後とも、制度や運用等について研究・検討を続けるべきものとする。</p>
<p>(3)行政コストの視点</p> <p>土現、保健所、支庁間の統合により、内部管理部門、庁舎維持経費等のコストが縮減される。</p> <p>支庁の完結性が高まることにより、市町村の側の負担が軽減される。</p>	<p>生活支庁の数が増えることに伴い、人員増や庁舎維持経費、各組織間の連絡調整等、行政コストがかかる。</p> <p>経済圏庁に関しては、B-型支庁の数(6~10)如何による。</p>	<p>支庁数が多い分、行政コストがかかる。</p>	<p>総体的に道の行政コストが最も低くおさえられると見込まれる。</p> <p>市町村は、本庁への出張が多くなり、負担増が見込まれる。</p>	
<p>(4)その他</p> <p>道議会議員選挙区については、公職選挙法の改正は要するが、現行どおりとすることができる(現行支庁区域の分割がない場合)。</p>	<p>生活支庁は、将来市町村へ権限を移行すると想定されるものを処理することから、さらなる分権に向けた組織形態としてのステップとなり得る。</p>	<p>区域や所在地、選挙区に変更が生じない。</p> <p>住民の側から、支庁改革の効果が見えにくい。</p>	<p>札幌一極集中に一層拍車がかかることが想定される。</p>	

図 1 新支庁の組織イメージ（概念図）

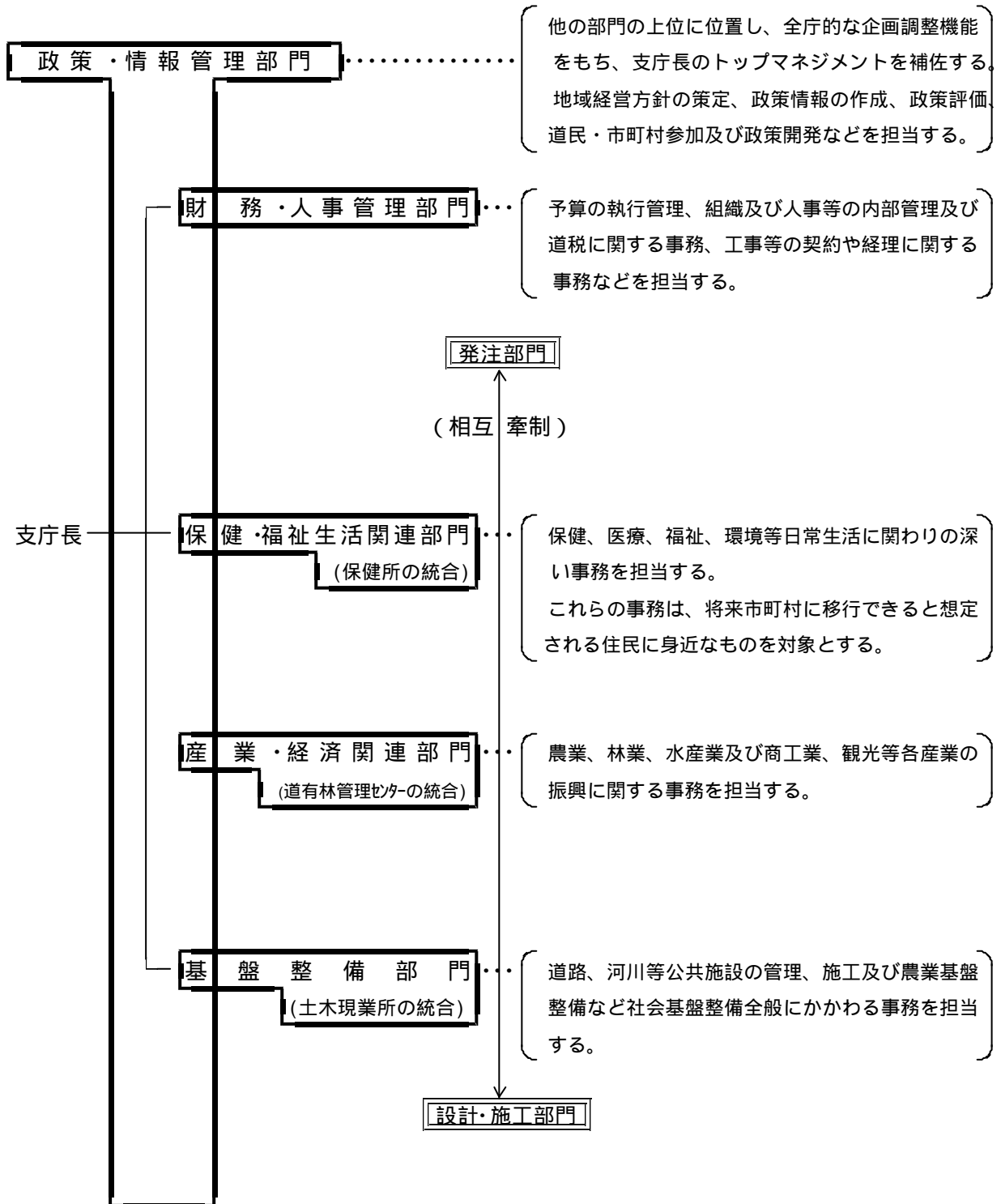

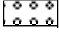


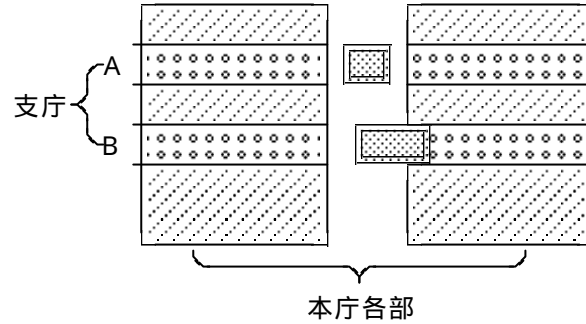


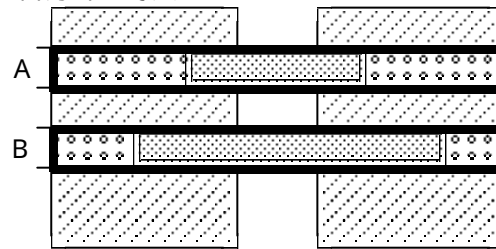
図2 地域政策の変化

-  ; 企画立案 = 本庁各部、事業の実施 = 本庁各部
-  ; 企画立案 = 本庁各部、事業の実施 = 支庁
-  ; 企画立案 = 支庁、事業の実施 = 支庁（独自事業）
-  ; 地域経営方針

【現行支庁の事業方式】



【地域経営方針の導入】



【地域経営方針の将来】

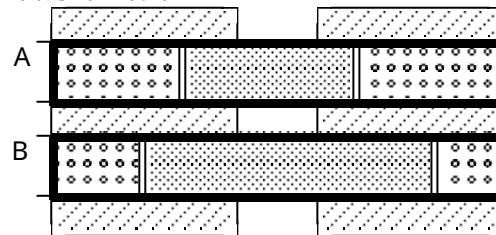
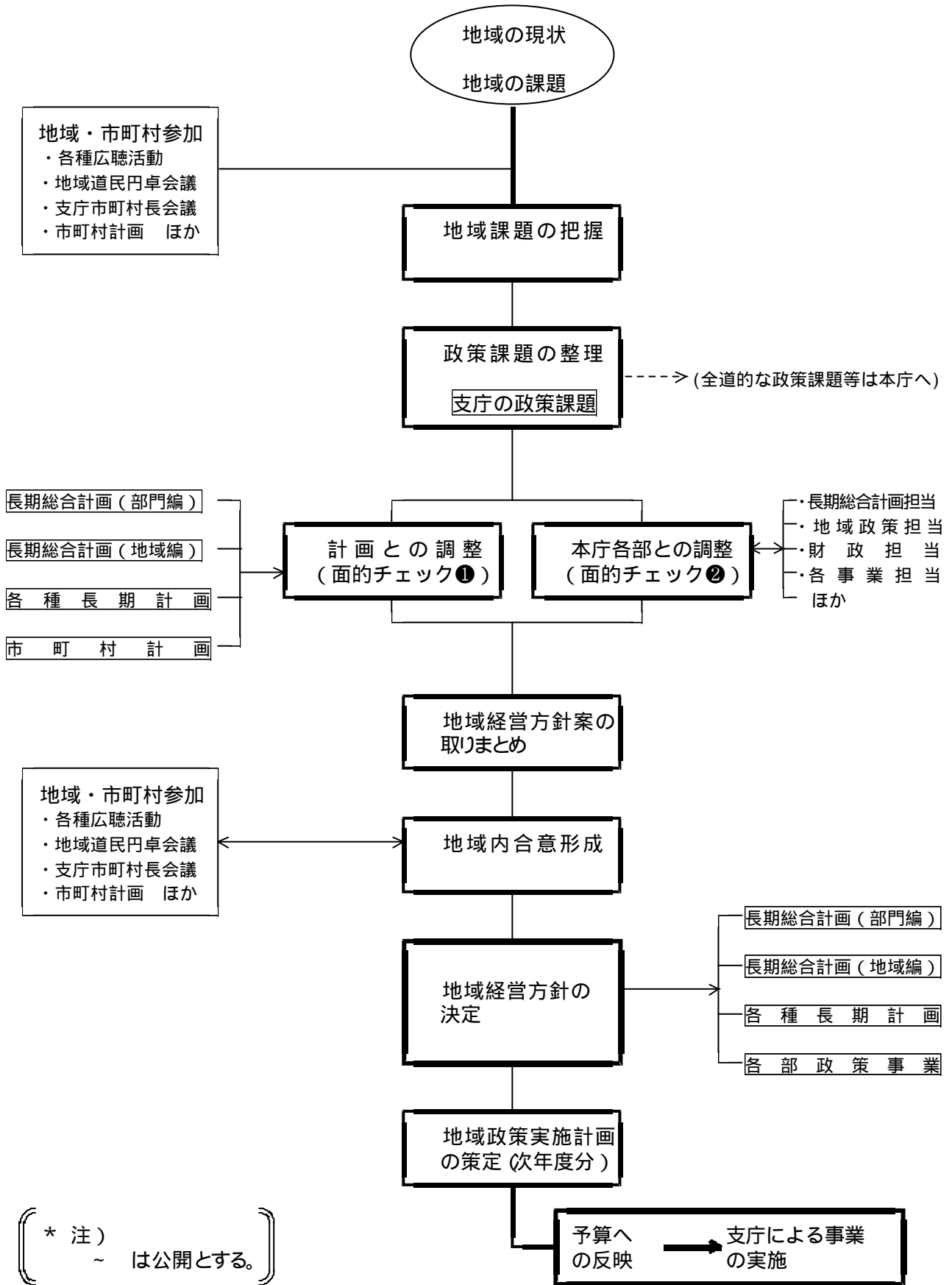
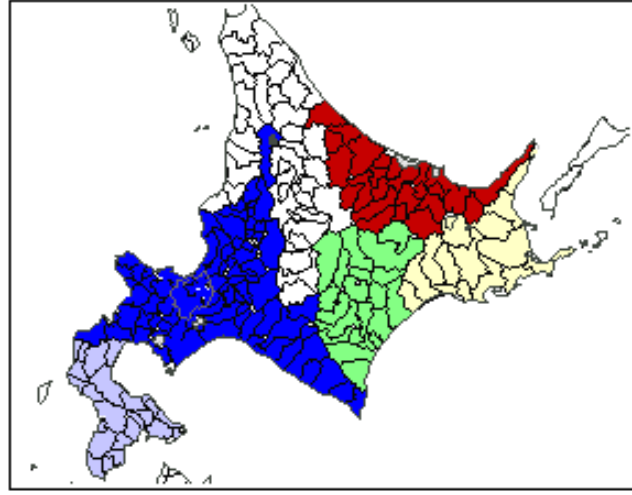


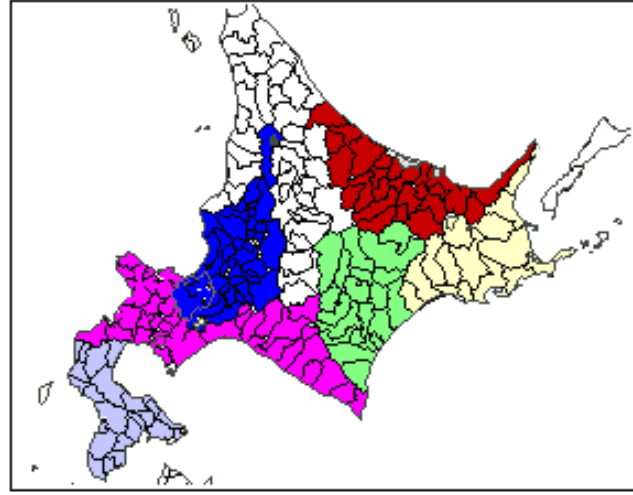
図3 地域経営方針の策定プロセス



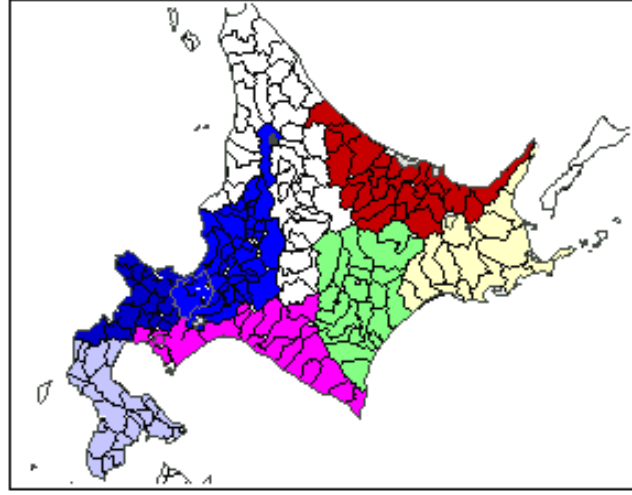
6 支庁案（地域生活経済圏と一致）



7 支庁A案（道央圏を2分割）



7 支庁B案（道央圏を2分割）



8 支庁案（道央圏を3分割）

